

非常用照明 Part 3-(2)

平成5年 4月22日

◎開放式廊下における非常照明の取扱について (件名: マンションより)

開放廊下に5cmを超える下り壁もしくは梁が有る場合、廊下に煙が充満する可能性がある為、採光上有効に外気に開放された通路とは見なせない。よって非常照明を設置しなければならない。(非常用照明 Part 3参照)

但し、上記に該当する場合でも梁の位置が開放廊下の中央付近であれば、採光、排煙上問題ないので、非常照明の設置を免除できる。

以上 横浜市建築局建築審査課設備係 森氏

◎今後の対応

廊下の中央付近を決める基準がないために、梁の位置によっては非常照明の設置が必要か否か判断が付きにくい場合がある。よって今後、開放廊下に梁がでた場合は次のように対応する。

- (1) 梁が5cm以下の場合 設置免除
- (2) 5cmを超える梁が開放廊下の手すり付近にある場合 非常照明設置
- (3) " 梁が開放廊下中央付近(中央より手すり側)にある場合 打合せ要
- (4) " 梁が開放廊下中央より住戸側にある場合 設置免除

- (1) 水切り程度
5cm以下
- (2) 5cmを超える
梁等有り
- (3) 5cmを超える
梁等有り
(梁の位置が中央より
手すり側)
- (4) 5cmを超える
梁等有り
(梁の位置が中央より
住戸側)

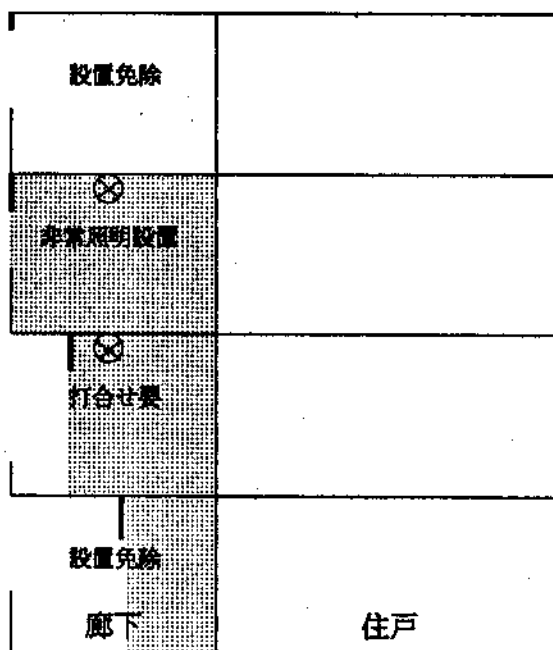


図. 1 開放廊下の非常照明